

2021年2月18日

各 位

会 社 名 ウイングアーク1st株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 中 潤
兼 C E O

(コード番号：4432 東証市場第一部)

問合せ先 執行役員 CFO 兼 藤本 泰輔
管理本部本部長

(TEL. 03-5962-7400 (代表))

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年2月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出しの実施を承認する旨を決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 10,634,700株
- (2) 売出人及び売出株式数 CJP WA Holdings, L.P. 10,634,700株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券及び楽天証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。引受価額は売出価格と同時に決定される。引受人の買取引受による売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）に関し、個人・事業会社等及び国内機関投資家に対する販売の共同主幹事会社は、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であり、海外機関投資家に対する販売の共同主幹事会社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び野村證券株式会社である。なお、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株数の半数未満は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。
- (4) 売 出 価 格 未定（売出価格の決定にあたり、2021年3月1日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021年3月8日に決定される。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 申 込 期 間 2021年3月9日(火曜日)から
2021年3月12日(金曜日)まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2021年3月16日(火曜日)
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格
と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額
の総額が引受人の手取金となる。
- (9) 前項各項を除くほか、引受人の買取引受による売出しに関し取締役会の承認を要する事
項は、今後の取締役会において承認する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,595,100株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により
減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのもの
が中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等
を勘案した上で、2021年3月8日に決定される予定である。)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 1,595,100株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における売出価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記
1.の引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、オーバーアロットメントによ
る売出しも中止される。

3. 親引けの件

当社は、上記1.の引受人の買取引受による売出しに関し、引受人に対し、上記1.
の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部を、当社が指定する下記販売
先(親引け先)に販売することを要請する予定である。当社が指定する販売先(親引け
先)・株式数・販売目的は下表に記載のとおりである。

指定する販売先(親引け先)	株式数	販売目的
株式会社サーバーワークス	(取得金額6億円を 上限として要請を行 う予定である。)	当社グループとの取引関係 の強化のため

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当
社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず
投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成
する株式売届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるよ
うお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、
1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、
証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われ
ません。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）である。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

普通株式	引受人の買取引受による売出し	10,634,700株
	オーバーアロットメントによる売出し	1,595,100株

(※)

(2) 需要の申告期間 2021年3月1日(月曜日)から
2021年3月5日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2021年3月8日(月曜日)
(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定される。)

(4) 申込期間 2021年3月9日(火曜日)から
2021年3月12日(金曜日)まで

(5) 株式受渡期日 2021年3月16日(火曜日)

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、一部は引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定である。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しである。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合がある。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主であるCJP WA Holdings, L.P.(以下「貸株人」という。)より借入れる株式である。これに関連して、野村証券株式会社は、1,595,100株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2021年4月9日行使期限として貸株人より付与される予定である。

また、野村証券株式会社は、2021年3月16日から2021年4月7日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合がある。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定である。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、成長性を維持するために将来の事業展開と経営体質強化に必要な内部留保を確保しつつ、各期における業績を勘案の上、配当を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営体質の強化に充当するとともに、新製品や新しいサービスを提供するための投資・開発等の原資として活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社の剰余金の配当は、年2回を基本方針としており、30%程度の連結配当性向を目標として安定的な配当を目指してまいります。現時点においては、利益配分の増加策の具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期
基本的1株当たり当期利益 (連結)	93.74円	105.56円	130.65円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	92.00円 (92.00円)	45.00円 (45.00円)	－円 (－円)
配当性向(連結)	98.14%	42.63%	－%
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (連結)	17.02%	18.07%	19.06%
親会社所有者帰属持分 配当率 (連結)	16.70%	7.70%	－%

(注) 1. 当社は2017年2月期より国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 基本的1株当たり当期利益(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

なお、当社は、2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2018年2月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり配当額を算定しております。

3. 親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分(期首・期末の平均)で除した数値であり、親会社所有者帰属持分配当率(連結)は配当総額を親会社の所有者に帰属する持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、配当性向(連結)、親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)及び親会社所有者帰属持分配当率(連結)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である CJP WA Holdings, L.P.、当社の株主である IW.DX パートナーズ株式会社、東芝デジタルソリューションズ株式会社、Sansan 株式会社、モノリス有限責任事業組合、株式会社 PKSHA Technology、鈴与株式会社、合同会社 PKSHA Technology Capital、株式会社データ・アプリケーション及び株式会社タケオホールディングス並びに当社の新株予約権者である内野弘幸、田中潤、藤本泰輔、島澤甲、森脇匡紀、久我温紀、大澤重雄、吉田善幸、森下将憲、渡會公士及び浅田泰輔は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含みます。）後90日目の2021年6月13日（当日を含みます。）までの期間中、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記1. の引受人の買取引受による売出し、上記2. のオーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し、グリーンシュエアオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除きます。）を行わない旨を約束する書面を2021年3月8日付で差し入れる予定であります。

また、当社は野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含みます。）後180日目の2021年9月11日（当日を含みます。）までの期間中、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除きます。）を行わない旨を約束する書面を2021年3月8日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は、上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。